

【附録】稲部市五郎関連史料（和文編）

一、長崎歴史文化博物館収蔵「犯科帳」

【「犯科帳」一〇七、自文政二二年九月至同二三年九月（収蔵番号：

B) 14 1・1・107、一一丁目】

馬場為八郎養子

阿蘭陀小通詞

南馬町帳面

長崎村西山郷住居

一馬場圓次

寅七月二日放役

右之もの養父為八郎儀、高橋作左衛門方阿蘭陀人外科シーボルト

江日本地凶差送候一件二付、於江戸表為八郎儀永牢被仰付、岩城

伊予守江引渡相成候付、其方儀放役申付候

元阿蘭陀小通詞末席

稲部市五郎実子

阿蘭陀稽古通詞見習

外浦町

一稲部龜之助

寅七月二日放役

右之者実父市五郎儀、高橋作左衛門方阿蘭陀人外科シーボルト江

日本地凶差送候一件二付、於江戸表市五郎儀永牢被 仰付、前田

大和守江引渡相成候付、其方儀放役申付候

南馬町乙名代

一家原幟藏

寅七月二日申渡

外浦町乙名

中村茂助

平戸町乙名

石本幸八郎

今鍛冶屋町乙名

金子嘉作

阿蘭陀年番通詞

西吉大夫

阿蘭陀大通詞

一馬場為八郎

同小通詞末席

稲部市五郎

同小通詞助

同四月六日当地差立

吉雄忠次郎

右之者共儀、松平和泉守殿依御下知、江戸町奉行江引渡間、可存

其旨<sup>(ウ)</sup>申渡候

追而差立候迄、帰牢申付候

〔解題〕シーボルト事件において処罰の対象となった、馬場為八郎・

稲部市五郎・吉雄忠次郎の裁決が、事件の重要性を鑑みた結果（二、

国立国会図書館所蔵「御仕置例類集」参照）、長崎奉行所ではなく、

江戸町奉行所での取扱い案件となることが決まり、彼らが江戸町奉

行所へ引渡しされることを申し伝えたもの。

【「犯科帳」一〇七、自文政二二年九月至同二三年九月（収蔵番号：

B) 14 1・1・107、二八丁目】

元阿蘭陀大通詞

長崎村庄屋見習

森田豊太郎

阿蘭陀大通詞馬場為八郎・同小通詞末席稲部市五郎・同小通詞助

吉雄忠次郎儀、高橋作左衛門方阿蘭陀人外科シーボルト江日本地

凶等差送候一件二付、於江戸表永牢被仰付、為八郎儀者岩城伊予

守、市五郎儀者前田大和守、忠次郎儀者上杉佐渡守江引渡相成候

付、可存其旨段申渡候

一右圓次親類野口源次右衛門、亀之助親類植村作七郎、右兩人之者

引渡候間、猥ニ他国出等為致間敷旨申渡候

元同稽古通詞見習

外浦町

一稲部亀之助

右之者共親不屈有之候付、先達而右之者共役儀取放、親類江引渡、

以来他国出等致間敷旨申渡置候付、為扶助式人扶持宛為取之候旨

申渡候

〔解題〕馬場圓次と稲部亀之助については、文政一三年一二月に至つて、扶助としてそれぞれ式人扶持が支給されている。

二、国立国会図書館所蔵「御仕置例類集」

〔御仕置例類集〕乙〔第四輯〕十七下 掟事并御触申渡等を背候部

文政十二丑年御渡

長崎奉行伺

一御書物奉行天文方兼帯高橋作左衛門儀、阿蘭陀人江御制禁之品相

送候一件

(中略)

松平伊豆守

榊原主計頭

曾我豊後守

内藤隼人正

元阿蘭陀大通詞

為八郎倅

元同小通詞

南馬町

一馬場圓次

元同小通詞末席

市五郎倅

寅十二月廿九日申渡

当正月廿六日評議いたし申上候、長崎奉行相伺候御書物奉行天文方兼帯高橋作左衛門、阿蘭陀人江御制禁之品相贈候一件之内、阿蘭陀大通詞馬場為八郎・同小通詞末席稲部市五郎・同小通詞助吉雄忠次郎儀、遠嶋申付可然哉之段申上候処、右者永牢被 仰付候

積御治定有之、然ル処永牢ニ相成候上者、長崎表ニ而在牢可然もの二候哉、又者江戸表江呼寄在牢為致候方可然哉之段、御尋有之候処、評議一決不仕、私共存寄之趣、左之通御座候、

此儀今般之一件者長崎引合之分も江戸表江呼出、高橋作左衛門御詮議一同吟味可致もの二候処、遠国之故を以引分、長崎奉行江吟味被仰渡候儀ニ付、馬場為八郎外式人永牢ニ相成候上者、江戸表江呼寄吟味仕候得者、江戸表ニ而在牢者勿論之儀、且者長崎奉行手限吟味ものと不相混、尤右躰之囚人御府内ニ在牢申付置候迎、永牢ニ相成居候上者、別而子細も有之間敷儀ニ而、殊出火等之節も別段之取計有之、手厚く手当行届候儀ニ付、旁永牢御仕置申渡之儀者、江戸表ニ而可被 仰付条、右之もの共筒井伊賀守江引渡可申段、長崎奉行并伊賀守江も被仰渡可然哉ニ奉存候

但本文馬場為八郎外式人在牢之儀、外国人共一同二者難差置儀者奉存候間、右取計方之儀者、追而取調伊賀守より別段可相伺旨、同人江被仰渡可然哉ニ奉存候

寅三月

服部中務大輔  
土屋相模守  
松平丹波守  
筒井伊賀守

当正月廿六日評議いたし申上候、長崎奉行相伺候御書物奉行天文方兼帯高橋作左衛門、阿蘭陀人江御制禁之品相贈候一件之内、阿蘭陀大通詞馬場為八郎・同小通詞末席稲部市五郎・同小通詞助吉雄忠次郎儀、遠嶋申付可然哉之段申上候処、右者永牢被 仰付候

積御治定有之候処、永牢ニ相成候上者、長崎表ニ而在牢可然もの二候哉、又者江戸表江呼寄在牢為致候方可然哉之段、御尋有之候処、評議一決不仕、私共存寄之趣、左之通御座候

此儀通詞共永牢被仰付候上、差置候場所之儀勘弁仕候処、一躰之一件、高橋作左衛門御詮議一同江戸表ニ而吟味可致もの二候を、遠国之故を以引分、長崎奉行江吟味被仰渡候儀ニ而、於長崎在牢申付置候而者、手限之ものと相混候故、長崎ニ被差置候儀者不可然、其上年月相立候内二者おのつから心得方も薄く可相成哉ニ付、未々之ものニ至り候而者心得違出来、取締方等も等閑ニ成行、万一外人と音信を通し候様之儀有之、又々如何様之害を生し申間敷と之見居無之候間、其始末ニ寄候而者外国之聞も有之候事故、如何様にも御手厚ニ御所置有之度、江戸表江被差置候方二も可有之哉ニ候得共、併一旦長崎奉行所ニおゐて吟味詰候ものを御仕置一条之儀ニ至り、長途江戸表江呼下候様之儀ニ有之候ハ、縦令聊之趣意を立候取計者有之候とも、右様之儀者、更ニ例も無之ニ付、畢竟者不用意、囚人故長崎奉行所之不能取扱候間、江戸表江差下ニ相成候と心得違候ものも有之候時者、右奉行所之威権軽く相成、彼地以後之取締者勿論、品ニ寄御威光筋ニ拘り可申哉ニ而、江戸表江呼下候も、彼地差置候も、いづれも其節を得候とも難申奉存候間、得与勘弁評議仕候処、長崎御用相勤候松平備前守・松平信濃守両家之内江御引渡、尤御預ケと申筋二者無之、永牢被 仰付候処、長崎に者難被差置候間、領内江手堅牢屋補理入置候様申渡候ハ、取締も行届可申哉、乍去通詞之儀者身分も輕候得共、右大家者如何二も候ハ、松浦肥前守・大村上総介両家者、長崎御用助を仕候得者、一向ニ此両家江御引渡、右同様被仰渡可然哉ニ奉存候

寅三月

(中略)

稲部市五郎

総而日本人阿蘭陀人江音信贈答者、容易ニ不相成段弁乍罷在、高橋作左衛門右外科シーホルト江日本地図相送候旨、馬場為八郎申聞、相渡候迎シーホルト市中出之節、右品相渡、猶又同人より作左衛門江琉球国之地図紙包ニ而相送候節も地図与乍存、江戸詰猪俣源三郎方迄遣シ、作左衛門江相届候段、御用筋与心得候迎、右始末通詞之身分別而不届ニ付、永牢申付、前田大和守江引渡もの也

【御仕置例類集】乙〔第四輯〕十三 取計之部

天保元寅年御渡

長崎奉行伺

一阿蘭陀大通詞馬場為八郎外式人、江戸表江差出方之儀ニ付評議

〔鱈附〕

御書面御附札之通本多佐渡守江

被仰渡候旨被仰聞承知仕候

寅閏三月八日 評定所一座

阿蘭陀大通詞

馬場為八郎

同小通詞末席

稲部市五郎

同小通詞助

吉雄忠次郎

〔解題〕シーボルト事件の裁決に關連して、文政一三年三月段階において、馬場・稲部・吉雄の三通詞の処罰は永牢と決定していた。しかしながら、彼らの預け先を巡って、評定所での評議がまとまらなかったことから、この問題について、松平伊豆守ほか三人と服部中務大輔ほか三人による二通りの意見を上申している。松平伊豆守らは江戸町奉行所まで彼らを連行した上で、裁決を下し、江戸で永牢に処すことを主張している。

一方で服部中務大輔らは、三通詞を江戸で永牢に処すことについて否定する意見を述べた上で、長崎警備を担当している福岡藩もしくは佐賀藩を永牢先の候補として挙げたものの、阿蘭陀通詞の身分が軽いとの理由から、両家と比較して家格が低い平戸藩もしくは大村藩での処遇を主張している。

結果的に両者の意見を折衷する形で、三通詞は七日市藩・亀田藩・米沢新田藩という東北・関東地方の一万余程度の藩に預けられることが決定した。

右之もの共御当地江差下、着次第、筒井伊賀守江引渡可申旨被仰渡候ニ付、長崎表江申遣三人とも網掛乗物ニ而、大草能登守家来忝人并御役所附両三人差添差下候様、可仕候哉

一右三人共長途之道中召連候儀ニ付、何卒長崎より江戸迄宿次御証文被下候様仕度奉存候、尤長崎表江御用状等到来之節者、大坂御城代御証文ニ而到来仕候間、此度も大坂御城代江宿次御証文之儀申上候様可仕候哉

一右通詞三人之内、若道中ニ而病死いたし候節者、領主又者陣屋有之候所ニ而者、差添之ものより領主家来江相達し、為立合見分い

たし、死骸ハ仮埋申付領主陣屋等手遠之場所ニ候ハ、取役人江申談、死骸見分いたし仮埋申付候様可仕候哉、又者死骸塩詰ニいたし持越候様可仕候哉、心得方長崎表江申遣度奉存候間、奉伺候此儀馬場為八郎外式人江戸表江差下候節、大草能登守家来之外、御役所附三人にて者、長途手薄ニ可有御座候間、囚人老人江御役所附式人ツ、之積ニ而六人附添、且道中ニ而病死いたし候とも、死骸塩詰并其所之領主家来等為立合見分いたし候に者不及、併御関所手前最寄ニ而相果候ハ、御関所番人ニ死骸見分為致仮埋之儀者御関所前後とも其所之寺院江申付、右寺院并所役人より証文取之、右証文一同筒井伊賀守江引渡、其外之儀者伺之通可仕旨被仰渡可然哉ニ奉存候

「御附札

大草能登守家来之外、囚人老人江御役所附式人宛之積ニ而六人差添候様可被致候、囚人共之内、若道中筋ニ而病死之節者、死骸塩詰并其所之領主家来等見分ニも不及、所之寺院江仮埋申付、右寺院并其所之役人より証文取之、右証文一同筒井伊賀守江引渡可被申候、尤関所前後ニ而相果候ハ、関所番人ニ死骸見分為致候様、可被申渡候、右之外伺之通可被取計候」

天保元寅年御渡

町奉行

筒井伊賀守伺

一阿蘭陀大通詞馬場為八郎外式人、於遠国永牢被仰付候ニ付、道中并彼地ニ而病死いたし候節、取計方之儀評議

「鱈付

書面馬場為八郎外式人共

彼地着いたし候ニ付、於同所  
病死之節、取計方評議仕  
申上候通、筒井伊賀守江被仰渡  
候旨被仰聞、承知仕候、  
寅六月廿二日 評定所一座」

去月廿六日評議いたし可申上旨被仰聞御渡被成候、筒井伊賀守相伺候、阿蘭陀大通詞馬場為八郎・同小通詞末席稻部市五郎・同小通詞助吉雄忠次郎儀、一同永牢申付候上、為八郎者岩城伊予守、市五郎ハ前田大和守、忠次郎者上杉佐渡守江引渡可申旨、伊賀守江仰渡候処、道中又者於在所病死いたし候節、取計方之儀伊予守・大和守・佐渡守より伊賀守江問合候ニ付、天明七未年山村信濃守町奉行勤役之節、御目付立合吟味被仰渡候、富士見御宝蔵番之頭土山宗次郎引合之ものニ而、御普請役石田儀右衛門儀、下総国佐倉城下ニ而自殺いたし候、見分御徒目付・御小人目付・町方組与力・同心、彼地江罷越候ニ見合、此度之儀も組与力・同心・御徒目付・御小人目付被差遣為致見分、病死ニ無相違候ハ、死骸取捨候様申渡、若又道中之儀ニ候ハ、其所之寺院等江死骸為取捨候様可及差図哉之段相伺、且永牢之もの病死之節者掛々見分差遣、病死ニ相違無之候得者、死骸取捨申付候、先例之段も朱書を以申上候

此儀右例之石田儀右衛門者御家人之身分殊ニ吟味以前逝去候もの相聞候間、今般之馬場為八郎外式人相当之例とも難申、江戸表ニ而永牢之もの病死いたし候節、懸り々より見分之もの差遣候者、其懸り請持ニ而在牢為致置候儀ニ有之、為八郎外式人者御仕置申付候上、夫々江引渡ニ相成候儀に付、右永牢之もの

とも誤違可申、其外可引当取計振、差当相見不申、依之勘弁評議仕候処、伊賀守江御渡被成候、御下知書之内、永牢申付候上、夫々江引渡、尤在所江差遣し流人之取扱二而、生涯取籠置候様御達相濟候段被仰渡候儀に二而、素より御預之もの等とハ趣意違ひ、遠嶋もの船中又者於嶋病死いたし候節、見分之もの者差遣儀に付、右見合候得者、別段見分之もの被差遣候二も不及哉二候得共、一躰遠嶋可被 仰付処、御趣意有之、永牢被 仰付候上、前書之御取計二相成候もの之儀二付、一通り之流人同様之取扱二も相成間敷、併御家人同様御徒目付・御小人目付等も被差遣候二者及び申間敷哉二付、道中又者於在所病死いたし候ハ、町奉行・組与力・同心見分とし而可差遣段、及挨拶見分之上、病死二無相違候ハ、死骸者伺之通為取計、其旨御届可申上旨、被仰渡可然哉二奉存候

寅六月

〔解題〕三通詞の道中での処遇について、前半部は長崎から江戸まで、後半部は江戸から各永牢先までの対応の方法を、評定所において協議した内容である。過去の先例に照らし合わせて、仮に三通詞が道中で死亡した場合にも対応ができるよう、幕府が方策を講じていることがうかがえる。

【御仕置例類集】乙〔第四輯〕八下 取計之部】

天保十亥年御渡

前田大和守伺

一同人江御預被置候、元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎宥恕之儀評議

去ル天保元寅年五月、私江御引渡、在所江差遣流人之取扱二而、生涯取籠置候様被仰渡候、阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎儀、在所江差遣敷敷取籠置候処、最早追々老衰仕、殊去戌年正月初旬、俄中風之症相発、半身不随歩行等も進退不仕、難儀至極二付、早速医療無油断、手当仕候而、漸々快方二趣候様子二御座候、同人儀不屈之品有之もの二御座候得共、先非後悔平常恐入日夜歎息涕泣仕居候、私江御引渡最早拾ヶ年二も相成候間、何卒格別以御沙汰、罪一等被成下

御宥免、折々私陣屋内徘徊為仕、且又親族之忌日等二者、近所之寺院江仏參等も為仕度奉存候、去年稀成

御慶事之御時節別段 御仁恵之被 仰出も御座候者、於私儀難有仕合奉存候、勿論右

御宥免之御沙汰御座候迎も、手当等粗略仕候儀、決而無御座候、唯々朝暮痛哭仕候儀及承実々不便之次第、深心痛仕候、此段偏被成下

御恕察 御憐愍之御沙汰奉願候、

此儀稲部市五郎、罪一等御宥恕有之候様仕度旨を以、無余儀事情等申上候趣二候得共、元来不一ト通罪科之もの二而、御手厚二被成置候上者、容易二御宥免難相成筋二有之、既去ル未年評議二御下被成候、岩城伊予守相伺候前書、市五郎二引合及不屈候阿蘭陀大通詞馬場為八郎御宥免之儀も評議之上難相成段、申上候処、其通相濟候儀二有之、然上者今般之市五郎も御宥恕難相成旨、前田大和守江御沙汰有之可然哉二奉存候

亥八月

〔朱書〕「評議之通済」

〔解題〕稲部は天保九年（一八三八）に中風を発症するが（六、群馬県立文書館収蔵「富岡市七日市大里家文書」参照）、翌天保一〇年（一八三九）八月、七日市藩は幕府に対し、稲部本人の改悛の度合いが深いことや老衰を理由に宥免を願ひ出ている。

仮に宥免がなされた場合でも、稲部は長崎への帰国が許されるわけではなかったが、七日市藩の陣屋内での移動や寺院での墓参が許されるなど、一定の処遇の改善が図られたものと思われる。

しかしながら、評定所では彼を「元来不一ト通罪科之もの」であるとして、宥免を許可しなかった。

### 三、長崎歴史文化博物館収蔵「長崎名家墓所一覽」

〔長崎名家墓所一覽〕三（収蔵番号…シ13303・53）

稲部氏 皓台寺

#### 1（上段）

明暦三丁酉年十一月三日

浄休信士

（梵字）

妙円信女

寛文八戊申年六月十日

#### （下段）

正徳四甲午年四月二日

元山 妙香 信女

元禄元戊辰年九月三日

清雲 元常 信士

俗名清水弥右衛門

正徳元年辛卯年十二月二日  
深 峯 浄 雪 信 士

俗名清水三左衛門

文化三丙寅七月十二日卒

俗名稲部亥八母

稲部亥八母

超誉貞輪大姉

釈由哉居士

享和二壬戌七月十日

稲部亥八

稲部亥八

#### 3

文化二年乙丑年七月廿四日

稲部半蔵

明和七己丑五月廿五日

同人先妻

稲部半蔵

聴元亮譜大姉

釈廓夢亮然居士

玉流恵川大姉

至文化十三年丙子十一月四日

後 妻

先 妻

#### 4

宝暦二壬申十二月十七日

俗名稲部半三郎

稲部半三郎

釋 慈黄浄祐居士

貞順 大姉

（古賀注）「日附ナシ」

#### 5

享和三癸亥七月廿一日

稲部半右衛門

稲部半右衛門

釋

種盈果成居士

願海妙成大姉

願文化九壬申十二月廿一日

6

妙味童女

周榮童子

漸涼童女

釋

致愛童子

諦含童子

妙了童女

7

(古賀注)「天保十一庚子年ナラン」

天保十二年子八月廿二日

俗名稲部市五郎

行年五拾四歳

稲部市五郎種昌

安祥院樂邦常念居士

安養院寒林常靜大姉

嘉永三年庚戌十二月廿四日

8

志城居士 (古賀注)「石頽廢シテ破損甚シ」

孩児

9

慶応二年丙寅十二月廿四日卒

稲部禎治郎種長行年五拾二歳 稲部禎治郎

耕雲院実田旧甫居士

種月院心室長生大姉

明治四年辛未二月二十九日

稲部禎治郎妻積行年六十才

10

慶応二丙寅年八月七日卒

稲部又治郎種起享寿二十五

月船焮圃居士

敬室智貞大姉

(古賀注)「日附ナシ」

11

七月十七日卒

寛延二己巳年

森

元祖精靈

氏

五輪

森甚左衛門男

内藤甚八郎

同 謹建

高松甚助

12

正月十二日

元祖精靈

延宝庚申曆

五輪

△石灯笼

同妻積

植村作七郎昌茂敬建

△□

上瀧東三郎正文敬建

(古賀注)「笠ナシ」

13

補遺

(古賀注)「台石ナキ墳墓」

〔解題〕長崎の郷土史研究者、古賀十二郎によって、大正年間に作成された史料。記載の概要としては墓地の略図を画き、墓碑に番号を配した上で、銘文等を謄写している(続編も含めて全九冊)。

稲部家は皓台寺境内に墓碑が存在していたが、破却されて現存していない(宮田安『長崎墓所一覽』風頭山麓編、一九八二年、一一九〜一二〇頁)。

#### 四、稲部市五郎墓碑銘文(群馬県富岡市)

(墓碑正面)

和蘭通辞肥州長崎稲部市五郎種昌之墓

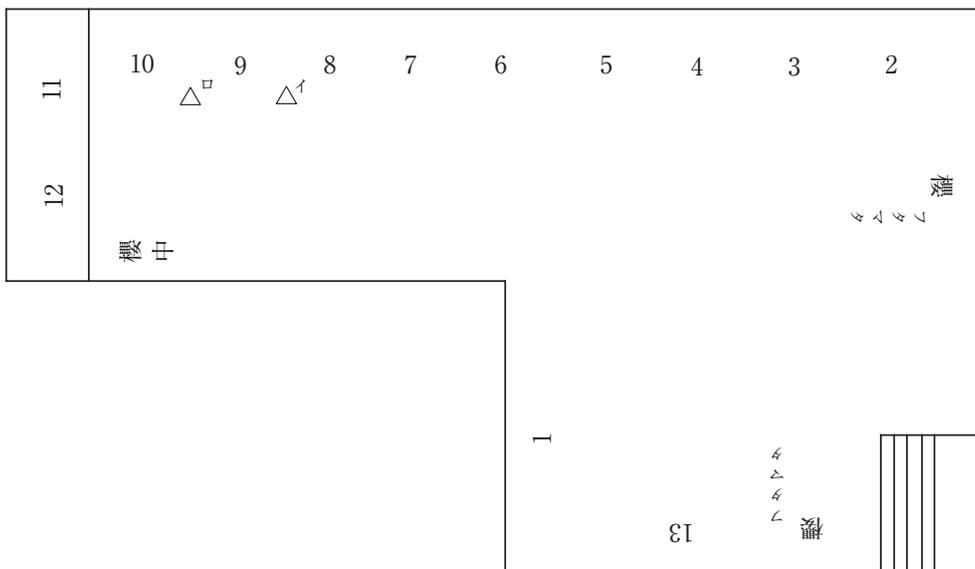
(墓碑右側面)

肥前長崎訳官稲部市五郎種昌、文政間依有和蘭医某与東都天文生某私通音書之事、得辜而、其徒三人被保放于各処、稲部氏、廼在当藩中十一年、嬰中風疾、終以天保十一年八月廿二日、卒于監倉中、法諡曰樂邦常念居士、聊記其歲月、以示之後来爾

(墓碑左側面)

天保十一年庚子八月廿二日

(背面)記載なし



【長崎歴史文化博物館収蔵「長崎名家墓所一覽」三(収蔵番号:シ13303-53)稲部家墓所図面】

〔解題〕 稲部の墓碑銘右側面には、彼がシーボルト事件で連座して永牢に処されてから、七日市藩で一一年余りを過ごし、同地で没するまでの顛末が記されている。

## 五、稲部市五郎記念碑銘文（群馬県富岡市）

（記念碑正面上方、篆書部分）

稲部種昌先生碑

（記念碑正面下方、楷書部分）

文政天保之頃、朝權未復、百時頹敗、稅政百出、士大夫学者等触法憲、吏議以被冤罪、或殞非命者、項背相望、和蘭陀訳官稲部市五郎種昌先生亦為其一、先生文政年間依有和蘭陀医斯保爾篤与東都天文方高橋作左衛門私通音信之事、得辜而、与馬場為八郎・吉雄忠次郎等共被遣渡于各藩、先生廼被放保于七日市前田大和守邸、在牢十一年、疾中風及痢病、終以天保十一年八月廿二日、卒于監倉中、享年五十五、前田家葬之七日市金剛院、爾後九十年間未有以其墓、群馬県医師会会長元衆議院議員齋藤壽雄翁、与同志謀碑之、命文于英、英惶悚謝不敏、翁曰子曾有尽于稲氏特赦解決之縁、子其勿辞、英於是再拜奉命謹誌曰、文政天保之頃、幕政治平日久、積弊不振、海禁森嚴、外国通商独許和蘭陀、邦人読蘭書、特取天文医術、未有用此察海外形勢、資経国要務者、而動有外艦頻来之徴、海内騷然、幕府倉黄、失措国家之事日多一日、上下未解文化之要、唯妄讐視蘭学、方此時出氣力、以身許国如先生者蓋鮮矣、先生夙憤然、与馬場為八郎・吉雄忠次郎同心、以蘭学研鑽与文化開發為己任、以能欲洞察海外形勢万国修好之端、及生非其時、奇禍亡身、真可謂為国竭力、不図厥躬者矣、後二十有八季朝權復古・制度改變、後輩亦皆顯職、而先生独留棺、異鄉吞冤地下、何其不幸也、雖然今皇国之学芸・技術

其他凡百事業駿駿乎、開發粲粲乎、具備加之、同志計之、不朽録其功、祭祀不諼、先生之業於是光万世、先生亦可以瞑矣

昭和六年四月 貴族院議員正三位勲二等子爵 前田利定 篆額

貴族院議員勲三等医学博士 金杉英五郎撰並書

〔解題〕 昭和六年（一九三二）に建てられた稲部の記念碑は、彼の永牢跡地に設置されている。銘文は稲部の顕彰活動に尽力した貴族院議員の金杉英五郎によって執筆されている。銘文の内容には一部「四、稲部市五郎墓碑銘文」と類似する部分も存在する。昭和四四年（一九六九）に富岡・甘楽医師会によって門の取付けなど再整備が行われた。

## 六、群馬県立文書館収蔵「富岡市七日市大里家文書」

〔文政一三年〕日記（収蔵番号：PF 8802・41・726）

《五月二三日条》

一御目付方御用所江覚書入、左之通申越

阿蘭陀小通詞末席

稲部市五郎

右之者不届之品有之永牢申付候、長崎表二者難被差置筋二付、其方江引渡候間、在所江差遣、流人之取扱二而生涯取籠置候様可被致候、尤請取方并途中手当等之儀者、筒井伊賀守江可被承合候

五月

右之趣御書付二而、御留守居御呼出御渡之由、依之此方場所出来次第、早速被差越候由承ル

《五月廿八日条》

一不時御寄合在之、御用所在之御預人御取扱一条、今便御用所江被差越候由

一御預人被差置候場所、内藤屋敷西之方之御長屋本田佐介之脇、北之方五間之処江揚屋出来、御取懸御普請去廿五日より在之、四寸角柱透間測之、全式寸幅位、内畳四畳敷内壱畳分板ニ而囲置大小之弁所在之、同所締り之外江続湯殿出来、何連も格子作ニて、夫々錠鍵附番人詰場牢側三疊敷程、是江足輕・小者相詰、其南之方江一間、是に中連子ニて隔子付、九尺程隔、表側壁掛ル二本戸建牢之廻り三尺程之通り、薄縁敷候而番人之者見廻り出来候様ニ出来候事

《六月朔日条》

石井住右衛門

金沢半太夫

須藤貞之助

胡川金六郎

一御中小姓四人此度従公儀御預人二付、上番被仰付、依之御次路之義御免被仰付候由、風□□在之、且御用所方御達も有之

吉田伝藏

高橋勇介

一御徒土右同断上番被仰付、御中小姓と打交相勤可申様被仰付候由承ル

(中略)

一近々江戸より御預人被差越候間、其節表御門番江御武器被差出候旨、例之通相心得候様、御用所方御達在之

《六月四日条》

一先触者未參候得共、御預人多分今日者着も可有之由、右二付、左之通

御紋付御幕

片手

御長柄

印付

五本

御鉄砲

銅乱火繩添

五挺

玉箱

壱荷

御幕屏風

壱双

右之通御目付方江差出、御門番江渡ニ相成、然処今日着無之

《六月七日条》

一筒井伊賀守様ニ而被成御渡候、稲部市五郎被仰渡御請書、一紙ニ而左之通

阿蘭陀小通詞末席

稲部市五郎

寅四拾五歳

総而日本人方阿蘭陀人江音信贈答ハ、容易ニ不被成段弁乍罷在、天文方高橋作左衛門方外科シーホルト江日本地図相送候旨、大通詞馬場為八郎申聞、相渡候とてシーホルト市中出之節、右品相渡、猶又同人方作左衛門江琉球国之地図紙包ニ而相送候之節も地図与乍存、江戸詰小通詞並格猪俣源三郎方迄遣シ、作左衛門江相届候段、御用筋与心得候由、右始末通詞之身分別而不届ニ付、永牢申付、前田大和守江引渡遣ス

右之通被仰渡奉畏候、為後日仍而如件

寅五月廿一日 稲部市五郎書判

前書之通、大久保加賀守殿依御差図、稲部市五郎儀主人大和守江御渡之上、在所江差遣、流人之取扱ニ而生涯取籠置候様被仰渡、

私共江被成御渡、其旨主人江可申聞旨被仰渡奉畏候、為後日仍而  
如件

寅五月廿一日

前田大和守内

胡川右内 印

一 五月廿一日、佐竹耆岐守様と御伺書、左之通御附札相濟

覚

一 番人侍足輕、何程附置可申候哉之事

御附札 侍耆人足輕式人程附被置可然候

一 朝夕之支度、如何取扱可仕候哉之事

御附札 随分手輕可被致候

一 病氣之儀、手醫師共薬服用為致可申哉之事

御附札 他医師二而も不苦候、鍼にて難成節ハ、手醫師之療治

可被致候

一 病氣之度々御役宅江御届可申上候哉之事

御附札 其儀二不及候

一 火事之節、退場之事

御附札 見計退可被申候

一 何方茂通路為致申間敷哉之事

御附札 無用候

一 髮結候儀、如何可仕哉之事

御附札 小者二髮為致候儀、可為勝手次第候、缺遣ひ候儀、無

用候

一 行水好候ハ、如何可仕哉之事

御附札 望候ハ、行水并入湯為致可被申候

右之通奉伺候、以上

五月廿一日

一 御同所様衆と五月廿二日、御伺書御附札濟、左之通

覚

一 一流人之取扱与申者、如何相心得宜御座候哉

御附札 流人之取扱与申者、御預物(モノ)二無之、罪人之取扱与有

之候

一 衣服者木綿類相用可然哉

御附札 用可被申候

一 筆墨紙等望候ハ、如何可仕哉

同 鼻紙ハ相用、筆墨者無用候

一 多葉粉望候節、如何可仕哉

御附札 無用候

一 扇子并团扇等望候節者、如何可仕候

同 团扇者柄短を相用、扇子ハ無用ニ候

右之通奉伺候、以上

五月廿一日

一 此方様二而相伺候御附札濟、左之通

覚

一 稲部市五郎在所江差遣候節、道中差添人数何程附可申候哉

御附札 侍式人足輕六人程、下之者右ニ准し可被召連候

但給人耆人徒士目付耆人にて宜候由

一 在所道法三拾里程ニ付、旅宿可仕哉、夜通ニ而差遣可申心得御

座候而可然哉

御附札 深夜之旅行不可然候

但朝日之出立二而、申中刻頃迄二着之心得二而よろし  
き候由

一道中駕籠錠前掛候而、当人腰繩付召連申候心得二而、可然御座  
候哉

同 網懸乗物二而腰繩付可被申候

一在所二而手当長屋内江居所補理可申哉、亦ハ陣屋内二而人家隔  
候場所江補理差置可申哉

御附札 陣屋内ニ被差置候方可然、人家隔候場所二而も不要害  
之儀無之候得者不苦候

一在所二而番人侍足輕等何人程附置可申候哉

御附札 昼夜侍耆人足輕式人程ツ、可被附置候

一道中二而病氣等之節、其所之医師ニ相懸、薬服用為致可申哉

同 書面之趣可被相心得候

一在所二而病氣之節、其度々御届可申上哉

同 不及届候

一在所江差置候節、万端心付手当等為致可申候得共、万一病死等  
之節、如何取計可申哉

御附札 病死之趣御届被申上、此方役所江茂可被届候

一右之外江戸屋敷江差置候内、取扱方伺済之通相心得、可然御座  
候哉

同 書面之通可被心得候

右之通奉伺候、以上

五月廿一日

一上杉佐渡守様衆方相伺御附札相済、左之通

覚

一栗橋御関所罷通候節ハ、御証文御渡可被下候儀与奉存候

御附札 屋敷之例を以取計候様可致候、御役所方手形不差出候

一道中先触之儀ハ、御役所より其筋江御達可被下候哉

同 先触之儀達等ハ不致候、屋敷方取計二而可然候

一道中二而万一死去之節者、江戸江差戻し可申哉、在所江差下し  
可申哉

同 此ケ条御評議中之儀二付、追而御差図可申候

一在所二而生涯取籠置候罪人之儀二付、嚴敷可然候得共、身分柄  
取扱向番人等、如何可仕哉

同 御用達ニ准し候者二付、相応ニ手当を仕、侍耆人番人

足輕式人、昼夜附置可申候

一夜具之儀、何様ニ可仕候哉

同 蒲団を相用可被申候

右之外者、御並合ニ准シ心得候而可然候者哉

同 書面之通可然候

五月廿一日

右之通之御書付江戸表方送来候由認置

《六月八日条》

一無別条、明日御預人參候由、先触来候由承ル

《六月九日条》

一御預人今日着二付、表御門番所御武器相飾、上番御徒士耆人足輕  
加番被差出

一今未之刻過到着、直ニ右場所江人足ニ而入、人扨ニ而表戸メ切り  
内江

大目付 御目付兩人 足輕小頭壹人  
番之上番御中小姓壹人 番足輕兩人  
詰足輕兩人  
入牢相濟追々引取番而已詰ル  
一江戸へ送り

差添給人 芝塚寫右衛門  
徒士目付兼 加藤新右衛門  
小者頭 大嶋定藏  
足輕 畑善吉  
兩人勤番帰り 加藤八十五郎  
兩人長詰立 下山菊次郎  
帰り 小坂橋丑五郎

右之通江戸総而無御別条

〔解題〕大里家は七日市藩で家老職を務めた家柄である。当時の当主、大里頼該（よしかず）は七日市藩内で起こった出来事を年次ごとに「公用日記」、「日記」として編纂していた。いずれも七日市藩政を知る上で重要な史料である。

現在、大里家に一連の「富岡市七日市大里家文書」は群馬県立文書館に印影本が収蔵されており、本稿では陰影本を用いた。

文政一三年の特記事項としては、五月二一日、稲部の身柄が七日市藩へ引き渡される旨の通知が国元にもたらされると（五月二三日条）、七日市藩は稲部を收容する長屋の建設（六月一日条）や連行されてくる稲部の出迎え（六月四日条）などの対応に追われた。

その後、六月七日に至って、七日市藩は馬場為八郎が預けられた亀田藩、吉雄忠次郎が預けられた米沢新田藩とともに、幕府に対し

阿蘭陀通詞三人の現地での取扱いに関する伺いを立て、彼らの処遇について情報交換を行っている。

〔天保九年〕日記（収蔵番号：PF 8802・8・8）

《正月五日条》

一御預人稲部市五郎、今日昼後俄二煩出し、大目付・御目付等早速罷越、医師方も早々呼集、療養差加江候処、中風之症二而言舌等相分り兼候由、申置在之、都而夫々増番等可申付、無油断可致世話之旨、月番へ申達候事  
今晚不寝之番、半夜代り二も可致之旨申達、賄被下候事

《正月六日条》

一今日仕廻二而町便差出、市五郎容体書ハ医師方より差出、明後二も江戸表江差出候事

《正月一三日条》

一稲部市五郎容体書今朝渡し、江戸表江差出事

《正月一六日条》

一稲部市五郎容体書明朝渡し、江戸表江差出事

《正月二三日条》

一稲部市五郎鍼治を用ひ申度旨、大目付より伺出候二付、医師江も申聞、差障二も不相成事二候ハ、不苦候間、相用可申旨申達事

《二月六日条》

一揚屋御預人市五郎事も、追々快方ニ付、足輕増番之方ハ相見合候様ニも御目付共方段々申立有之、依之申談之上、増番之儀者見合可申旨、大目付江答江致候事

〔解題〕天保九年（一八三八）正月に稲部は発病した。藩医の診断によると「中風之症」とのこと、稲部は言語不明瞭な状況に陥った。七日市藩では、万が一の場合に備えて、見張りの番人を増員する（正月五日条）とともに、幕府に対し、稲部の容体書を数次にわたって、幕府に提出している（正月六日、一三日、一六日条）。

その後、正月二三日に鍼治療を受けた稲部の容体は徐々に軽快したものの（二月六日条）、この二年後に再び発病した彼は七日市でその生涯を終えることとなる。

残念ながら、稲部が死去した天保一一年の大里家による日記類の記録は所在が確認できていない。

【（天保一二年）日記】（収蔵番号：PF 8802・42・727）

《正月九日条》

一従今晚一日打寄候焼失跡取調、此度焼失之者居所等者、夫々江仮ニ立退、尤昨夜中焚出し、同役台所・横尾藤馬台所ニて焚かせ、類焼之者江為相運候事

（中略）

高橋甚左衛門、小板橋元助

稲部市五郎御長屋跡江

（中略）

右之通夫々銘々懇意を以、相越し候も有之、且明長屋之儀者夫々

申置、願ニ而相越候事

〔解題〕稲部が死去した翌年、七日市藩内で大規模な火災が発生した。稲部が永牢に処せられていた長屋は、七日市藩士の一時退避先となった。



【稲部先生建碑記念絵葉書】（イサベル・田中・ファンダーレン氏所蔵）

*Dagregister*, G. F. Meylan, 24 juli 1829

... In de zaak van Dr, von Siebold betrokken blijven thans nog in de gevangenis te Nagasaki zitten, de oppertolk Bappa Tamifatiero, de ondertolk Josiwo Tjuziro, de vice ondertolk Hori Gizaiemon en de provisioneel ondertolk Inabe Itsigro.

「商館長日記」1829年7月24日

... シーボルト事件の関係者である大通詞馬場為八郎、小通詞吉雄忠次郎、小通詞堀儀左衛門、小通詞末席稲部市五郎はまだ長崎の牢に留まっている。

Bijlage 17, vraagstukken, 28 mei 1829

7. Kesak had verklaard een pak aan Sakusaimon door I. Itsikoero te hebben ontvangen, waarin zich eenige waarnemingen van barometer door mij [Siebold] bevonden, hoe is het komende?

Ad 7. De tolk Itsikoero heeft onlangs hier in mijne tegenswoordigheid verklaard, te hebben door mij ontvangen twee pakken aan T. Sakusaimon. Is dit zoo, dan bevond zich hieronder welligt het pak welk Kesak hier bedoelde.

「商館長日記」の付録第17番、シーボルトに対する諮問、1829年5月28日

7項 敬作が稲部市五郎経由で作左衛門のために一つの包をもらつたと証言していた。その中に私[シーボルト]による気象計の測量結果が入っていたが、どういうことであるのか。

7項に対して：市五郎という通詞が最近ここで、私の目前で、私から高橋作左衛門宛ての二つの包をもらつたと宣言したが、もしそうであれば、敬作が話していた包とはその中の一つであつただろう。

Bijlage 17, vraagstukken, 21 juni 1829

7. De schilder Toioske had verklaard, de onlangs achterhaalde afteekeningen van Jezou etc zijn door mij door tusschenkomst van den tolk Itsikoero worden aanbesteed, daarentegen had de laatstgenoemde verklaard, daarin onwetend te zijn?

Ad 7. Onlangs heb ik in tegenswoordigheid van den tolk Itsikoero en den schilder Toioske deze omstandigheid als een misverstaan uitgelegt, voortgesproten uit de menigvuldige aanbestedingen bij den schilder.

## 【附録】 稲部市五郎関連史料（蘭文編）

*Dagregister*, Jan Cock Blomhoff, 19 mei 1823

... Zijn door de gouverneur de volgende benoemingen onder de ottona en tolken gedaan.  
(...) tot leerling effectief, den temporeel leerling Inabe Itigoro met gagie.

「商館長日記」1823年5月19日

... [長崎] 奉行により、乙名や通詞たちのうちから任命された [のは] 次である。(...) 稲部市五郎は「仮の」稽古通詞 [稽古通詞助カ] から有給の稽古通詞に [昇進した]。

*Dagregister*, G. F. Meylan, 28 januari 1829

... In den avond ontving ik berigt dat de vier tolken, die in de bestelling der kaarten den Dr. von Siebold zijn behulpzaam geweest, en tot dus verre in arrest zich bevonden hebben, nu in de gemeene gevangenis zijn overgebracht. (...) Dit een en ander doet vermoeden dat de zaak door het hof in Jedo zeer ernstig wordt opgenomen.

「商館長日記」1829年1月28日

... 夜には、地図の手渡しで、シーボルトに協力した四人の通詞が今まで拘束されていたが、今度一般の牢に移動されたという知らせを受けた。(...) これらのことから江戸の当局がこの事件を真剣に受け止めていることが推測される。

*Verslag*, G. F. Meylan, 21 feb. 1829

§70 Hier mede is echter deze hoogst onaangename zaak nog niet afgedaan. De oppertolk Tamifatiero, en de onder tolken Tzuziero, Idsigro en Fidegro, alle meer of min in dezelve betrokken, zijn door den Gouverneur in arrest gesteld, (...)

「総督への報告書」1829年2月21日 [シーボルトの監禁となってから]

§70

しかし、これでこの大変厄介な件は解決したのではない。この件にある程度係った大通詞為八郎と小通詞忠次郎、市五郎、秀五郎 [堀儀左衛門] が長崎奉行により拘束されることになった。

gevangenen waren drie hoofdbeschuldigen in de zaak van Dr. von Siebold, te weten de oppertolk Tamifatiero, en de ondertolken Tjuziro en Idsigro, welke ter voortzetting van hun proces, naar Jedo zijn opontboden. Naar hetgeen men mij verhaalde, worden deze ongelukkige menschen in een soort van kast of hok opgesloten, met een net erover heen, langs den weg gedragen, zonder dat het hun vergund is bij dag of nacht daaruit te komen. Een opper- en zes onderbanjoozen geleiden den trein, en zijn met de bewaking der gevangenen belast, het geen doorgaat voor eenen buitengewonen maatregel van zekerheid (...)

「商館長参府日記」1830年5月30日

... 佐賀の市中で、我々は午後そこを通過したが、半時間程、我々は囚人たちの護送とすれちがう間、その間道を譲るため、ある寺の境内で乗物の中に坐ったまま留った。この囚人たちというのはシーボルト博士の件の三人の主要な被告人すなわち、大通詞為八郎、小通詞の忠次郎、市五郎で、裁判の継続のため江戸へ召喚されたのである。これについて人々は私に、この不幸な者たちは旅途次の間、いわゆる箱すなわち籠に閉じ込められ、その上には網が掛けられ、昼も夜もそこから出ることが許されず、道を担がれていくのだ。一人の検使と六人の下検使が、囚人たちの監視を命じられてこの行列に同行しており、それは万全を期す異例のやり方だとされていると説明した。

*Dagregister*, G. F. Meylan, 17 sept. 1830

... Voorts wordt onder de hand mij berigt dat in Jedo over het lot der drie in de zaak van Dr. von Siebold nog gevangen zittende personen, namelijk de oppertolk Tamifatiero en de ondertolken Tjuziro en Idsigro, bij vonnis is beslist, zijnde alle drie, voor geheel hun leven gerelegueerd, elk naar een verschillend landschap met verbeurd verklaring hunner goederen, welke men echter verwacht dat aan hunne familien zullen worden terug gegeven. Wijders heeft de Japansche regering, de bij Dr. von Siebold achterhaalde en vervolgens verbeurd verklaarde goederen, nu eenige dagen geleden, in Nagasackij, openbaar laten verbranden. Men is geneigd te gelooven dat dit de laatste procedure zal zijn geweest, in dese zoo lang geduurde en zoo veel gerucht gemaakt hebbende zaak.

「商館長日記」1830年9月17日

... さらに、私は、江戸において、フォン・シーボルト博士の件で未だ囚らわれたままの三人の人たち、すなわち大通詞為八郎、小通詞忠次郎と市五郎の運命については、財産を押収され、それぞれが違う領国へ終生流刑になるという、判決が出されたが、しかし、人々は彼らの財産は彼らの家族のもとへ返されるだろうと期待している、とも内々に知らされ

「商館長日記」の付録第 17 番、シーボルトに対する諮問、1829 年 6 月 21 日

7 項 絵師 [川原] 登与助が、最近没収された蝦夷地の図が市五郎の仲介により私によって発注されたと証言していたが、後者 [つまり市五郎] はそれを知らないと言明した。

7 項に対して：

最近通詞市五郎と絵師豊助の目前で、それが、その絵師への数多い発注から発生した誤解だと説明した。

*Dagregister tijdens de hofreis van het opperhoofd naar Edo*, A. Manuel, 17 mei 1830

... Van de tolken, die in de gevangenis waren als de oppertolk Tamifatero, de ondertolk Tjusero, de provisioneele ondertolk Itsigoro en de vice-ondertolk Gijzaimon, zullen de drie eersten als gevangene naar Jedo opgevoerd worden en aldaar nader over hun beslist worden; men weet alleen, dat zij hun leven niet verliezen zullen, en daar volgens de Japanschen wetten geen tolk mag gebannen worden, zoo is het algemeene vermoeden, dat zij in Jedo voor hun leeftijd zullen gevangen blijven. (...)

「留守日記」1830 年 5 月 17 日

... 入牢中の大通詞為八郎、小通詞忠次郎、小通詞末席市五郎、小通詞並儀左衛門らのうち、はじめの三人が囚人として江戸へ送られることになり、その地で、彼らについてより詳細な決定がなされるだろう。人々はただ、彼らが命を失うことはないだろうということを知るだけで、そして日本の法によれば、通詞は誰も追放してはいけないので、彼らは江戸で一生捕らわれの身のままであろうと、一般に推測されている。

Id., 27 mei 1830

Vertrokken de drie gevangenen tolken, van welke op den 17en j.l. melding is gemaakt, naar Jedo.

「留守日記」1830 年 5 月 27 日

前 17 日に触れた三人の入牢中の通詞たちが江戸へ出発した。

*Hofreisdagregister*, G. F. Meylan, 30 mei 1830

... In de stad Saga, welke wij in den namiddag doortrokken vertoefden wij omtrent een half uur op de binnenplaats van een tempel, blijvende in onze norimons zitten, om een transport van gevangenen, hetwelk ons tegenkwam, zoo lang uit de weg te gaan. Deze

komen, dit alleen weet ik, dat zij elk afgezonderd in een landschap zijn, aan de zee kust, opdat als daar een schip kwam te vervallen, men terstond hulp van hun zou kunnen hebben. Mevrouw Suzero is terstond naar Jedo vertrokken. Ook Isigro zijne vrouw zijn reisvaardig. Jensi, de zoon van Tamifatsi was terstond zijnen vader gevolgd naar Jedo, met een geschoren hoofd als bedelmonnik in pilgrimatie, dan die zal denkelijk nu zijn haar wel weder laten groeyen.

これらの惨めな3人が、我々の帰り道の際に佐賀で出会った時に、商館長の依頼に応じ、彼らを通りすぎるまで我々はある寺の境内で留まることを上検使が許してくれた。彼らは籠に入れられ、上検使一人と3人の下検使に監視されていた。夜と昼間も入ったままの籠は格子のかかった檻のようで、そこに、彼らの小・大便のための引き出しが付いていた。直ぐあとで、江戸に運ばれた3人の通詞たちは無事に健康で到着したことを聞いた。旅行中夜には、検使が彼らを籠から降ろして建物の中に泊ませたという。そこに到着後、彼らは取り調べもなく直ぐ... [原文に点線あり] 身ぎれいに、大名の家来のように二本の刀を身に付け、彼らを連れて行った検使が制服を着たまま彼らに祝福を言わなければならなかった。これでその [シーボルトの事件の] 大騒ぎが収まったのである。

どの藩主に預けられるかは私がまだ知ることはできなかったが、ただ知っていることは、すべて海沿いの藩の藩主であることである。もしそこに [外国] 船が来着する場合、彼らが直ぐ手伝う [通訳する] ことができるためである。

忠次郎夫人は直ぐに江戸に出発した。市五郎夫人も出発の準備が整っている。為八郎の息子円次は髪を剃って巡礼者のようにして、直ぐ父を追って江戸に出たが、これからおそらくまた髪を伸ばすだろう。

[解題] デ・フィレネウフェはシーボルトの離日後、シーボルトの私事の後始末を頼まれたこともあったので、この書簡は一種の報告書である。シーボルトと親しかった日本人のその後の状況を細かく描写し、実際の事情は必ずしも、規則通りに行われていなかったことも窺える。この書簡には「預人」がどういう理由で特定の藩に送られたかについても触れているので、大変興味深い史料である。

“Auszug aus meinem Tagebuch”, Dezima den 16 Dezember 1828

[10258]... Mittler weile trat mein treuer Begleiter auf aller meiner Excursionen in der Umgegend von Nagasaki und mein intimster vertrauter Inabe Itsiguro ins Zimmer. Vor ihm gab es kein Geheimniss; der Vorfall traf ihn nicht weniger als uns, und ihm drohte gleiche Gefahr. Er war tief getroffen und zu Thränen gerührt der wackre gutmüthige Mann. Ich versprach beiden mit der Gefahr meines Lebens alles zu ihrer Rettung zu thun

た。さらに、日本の政府は、フォン・シーボルト博士のもとで発見され、その後押収された品々を、今から数日前に長崎において公開で焼却させたという。この非常に長く続き、非常に衆目を集めた事件の、これがおそらく最後の手続きであろう。

[解題]「商館長日記」と総督宛ての「報告書」にはオランダ人の身近に起こった出来事と同時に当時流れた風評が反映されているので、日本側の史料にない裏側の話しも含まれている。

*Brief van De Villeneuve aan Von Siebold, feb. 1831*

[101522]... De tolken die in de gevangenis waren, als den oppertolk Tamifatsiro, ondertolk Tjusiro en den provisioneelen ondertolk Itsigro en den vice-ondertolk Gijzaimon, zullende de drie eersten als gevangenen naar Jedo worden opgevoerd en aldaar nader over hun lot beslist worden, en den laatste 50 dagen arrest en van hun post ontslagen.

「デ・フィレネウフェからシーボルト宛ての書簡」1831年2月

... 入牢された通詞たち、つまり大通詞為八郎、小通詞忠次郎、小通詞末席市五郎、小通詞並儀左衛門のうち前者の3人は囚人として江戸に連行され、運命が決定されるであろう。後者の一人は50日間の拘束の後に解任される。

Id.

[101523] Deze 3 ongelukkige kwamen mij op onze terugkomst in de stad Saga tegemoet, daar op verzoek van het opperhoofd stond ons de opperbanjoos toe zoolang binne de muuren van eenen tempel te vertoeven tot zij ons gepasseerd waren. Zij waren in kago's opgesloten in de gedaante van getraliede kooyen waarin laadjes waren tot hun noodzakelijke behoefkens moetende zij nacht- en dag daarin blijven; wordende door een opperbanjoos en 3 onderbanjoozen geëskorteerd.

(...) Kort daarna vernamen wij dat de drie naar Jedo getransporteerde tolken aldaar gelukkig en gezond waren aangeland, hebbende gedurende de reis de banjooze hun aan de binnen kant des nachts uit de kago in huis laten slapen. Na hun arrivement aldaar wierden zij zonder eenig verhoor ondergaan te hebben terstond ... [原文に点線あり] gereinig en als landsheers dienaars met twee sabels gekleed en aangesteld, zijnde de banjoosten die hun getransporteerd hadden verplicht met hun complimentmantels hun te komen feliciteeren en hiermede heeft dat groote lawaaij een einde genomen.

Bij welke landheeren zij geplaatst zijn is mij nog niet kunnen gelukken te weten te

Ph. F. von Siebold *Isagoge*, 1841, p. xxi

Equite DOEFF ex Japonia profecto (anno 1818), ex interpretum collegio delecti, in quibus JOSIWO GONOSKE, quem saepenumero commemoravimus. NAGAJAMA SAK'SABRO, JOSIWO TSUSIRO, SIGE TOKISIRO, NARABAJASI TETSUNOSKE et INABE ITSIGORO, qui sermonem patrium penitus cognitum habebant, memoratu digni sunt, dictionarium Doeffianum summo studio, nullo Batavo in consilium adhibito, recognoverunt, et dictionarium linguae Batavae a viro doctor P. WEILAND editum secuti sunt. Hoc opus, (...), quum nos (anno 1830) in Europam reverteremur, usque ad literas G. O. V. absolutum erat, (...)

騎士ドウフが1818年に日本を去った後、すでに何度も触れた、我々の母国語を完全にマスターしていた、特記すべき吉雄権之助、中山作三郎、吉雄忠次郎、茂土岐次郎、榎林鉄之助、稲部市五郎らが通詞仲間から選ばれ、大いなる努力をもって、オランダ人のアドバイスなしに、P. ヴェラント博士のオランダ語の辞書を基に、ドウフの辞典を再検討した。この作業は、われわれがヨーロッパに帰った1830年の時点で、G、O、V [の項] をのぞいて、(...)、完成していた。(...)

[解題] これら二つのシーボルトの著作から、市五郎の本草学への関心と彼の優れたオランダ語能力が知られる。

Bijlage 1a

K8 Fac. 106, 40321

Bijlage 1a

WelEd. Heer d.r.  
Von Siebold.  
ik ontving van den  
Heer Siebold twee honderd  
taelen contand geld voor  
jaarlijks intrest a het twaalf  
tailen p honderd. begin-  
nen van de maand december  
1828

A° jaar 1828

Itigoro

(印：種昌)

und geboth Vorsicht und ~~xxx~~ Verschwiegenheit. Sie gingen. (...)

「シーボルト日記の抜粋」1828年12月16日

...そうこうしているうちに、私の長崎周辺の調査にすべて同行した、忠実で最も親密で信頼のおけるイナベイチグロが部屋に入ってきた。私は、彼には何も隠し立てすることはなかった。彼はこの事件に我々と同様にに関わり、同様に危険に身をさらしている。この実直で温厚な男は、衝撃のために涙を浮かべていた。私は、彼ら二人 [吉雄忠次郎と稲部市五郎] に、私自身、身の危険を犯してでも彼らの救済のために全力を尽くすことを約束し、慎重に振る舞い、沈黙を守るようを指示した。二人は去っていった。

[10259]... Mein Freund Itsiguro kam nicht.

... 私の友人市五郎は、やって来なかった。

[解題] 緊迫の状況下でシーボルト自身によって記録されたもので、きわめて信憑性の高い史料である。

“Reise nach dem Hofe des Sjōgun im Jahre 1826”, 26. Februar (*Nippon*, 1897, I, p. 121)

... Durch eine ungewöhnliche Begünstigung von seiten des kaiserlichen Statthalters Fudsiwara Takahasi, des Herrn von Jetsizen, erhielten diese wissbegierigen Leute die Erlaubnis, bei uns auf Dezima Unterricht zu nehmen und es wurde uns gestattet mit ihnen zu Nagasaki Kranke zu besuchen und in der Umgegend der Stadt Arzneikräuter zu sammeln. So ward der Weg zu unseren ausgebreiteten Forschungen und Verbindungen mit Japanern geöffnet. Josiwo Gonoske, Inabe Itsigoro, Isibasi Sakesajemon, Narabajasi Tetsunoske, Sige Tokisiro, Namura Sansiro und einige andere tüchtige Dolmetscher ertheilten diesen Leuten Unterricht in der holländischen Sprache, die für sie der Schlüssel zu gründlichen Studien ward. (...)

「シーボルトの江戸参府紀行」1826年2月26日

... 長崎奉行藤原高橋越前守からの特別の庇護により、これらの知識欲に燃えた人々は、出島の我々のところで授業を受ける許可を得、さらに彼らとともに長崎で病人を診察し、町の郊外で薬草を採集することが許された。こうして広範な研究や日本人との交渉の道が開かれたのである。吉雄権之助、稲部市五郎、石橋助左衛門、橋林鉄之助、茂土岐次郎、名村三次郎その他二、三の有能な通詞が、これらの人々に詳細な研究の鍵となるオランダ語の教授をした。(...)

bylage 1a

Melld: Heere J: v  
von Siebold.

ik ontving van den  
Heere Siebold twee honderd  
taalen contantgeldt door  
jaerlyks interest a in totaal  
taalen p honderd. bezien  
van den 20<sup>en</sup> van december  
1828.

N<sup>o</sup> jaar 1828

J. Siebold



106

【付録 1a】  
シーボルト宛稲部市五郎蘭文書翰

bylage 1b

Melld: Heere J: v  
von Siebold.

de ondergetekende bekend  
schuldig te zijn elf koppen  
hij zal betalen <sup>bij het</sup> aan komen  
van de scheper. N<sup>o</sup> 1828.

N<sup>o</sup> 1828

J. Siebold



【付録 1b】  
シーボルト宛稲部市五郎蘭文書翰  
付録 1a

フォン・シーボルト博士へ、  
シーボルトより二〇〇テールの現金を受け取りました。その利子は百テールに当たり、  
十二テールとなり、一八二八年十二月から実施します。一八二八年。市五郎（印：種昌）

Bijlage 1b  
K8 Fac. 106, 40322

Bijlage 1b

WelEd. Heer d.r. von  
Siebold.

de ondergeteekende bekent  
schuldig te zijn elf koppan [71 tael, 5 maas]  
hij zal betalen, bij het aan komen  
van de schepen A° 1828.

A° 1828

Itigoro  
(印：種昌)

付録 1b

フォン・シーボルト博士へ、  
下記の者が十一小判借用したことを、証明します。一八二八年の〔蘭〕船の来港の際に返  
済します。一八二八年

〔解題〕 この二つの借用書は市五郎の蘭文による自筆の珍しい史料である。

【附録】 稲部市五郎関連史跡・史料・文献一覧

【史跡】

〔富岡市指定史跡〕 稲部市五郎種昌の墓（群馬県富岡市、平成四年（一九九二）九月四日指定）

〔富岡市指定史跡〕 稲部市五郎種昌の碑（群馬県富岡市、昭和六年（一九三一）四月建立、平成四年（一九九二）九月四日指定）

【史料（和文）】

〔阿蘭陀小通詞末席医稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控〕（長崎歴史文化博物館収蔵、長崎学研究所文庫、市学1）

〔稲部氏二関スル件（阿蘭陀小通詞稲部市五郎不屈一件記録）〕（群馬県立文書館所蔵、松井謙治家文書、影写本：H 9・3 中世 / 4） 146

〔書状写〕（阿蘭駄外科道具并薬品の金子才角二付）（所蔵番号：PF 8801・17・120。富岡市七日市保坂家文書、影写本）

〔日記〕 文政一三年（一八三〇）、PF 8802・41 / 726

〔日記〕 天保三年（一八三二）、PF 8802・5 / 5

〔日記〕 天保四年（一八三三）、PF 8802・6 / 6

〔日記〕 天保七年（一八三六）、PF 8802・7 / 7

〔日記〕 天保八年（一八三七）二月～九年（一八三八）、PF 8802

・8 / 8

〔日記〕 天保一〇年（一八三九）、PF 8802・9 / 9

〔日記〕 天保一二年（一八四二）、PF 8802・10 / 10

（いずれも群馬県立文書館所蔵、富岡市七日市大里家文書、影写本）

〔和蘭通辞肥州長崎稲部市五郎種昌之墓拓本〕（長崎歴史文化博物館収蔵、3 209・2）

〔犯科帳〕 一〇七及び一〇八、文政一二年（一八二九）九月～天保二年（一八三一）九月、長崎歴史文化博物館収蔵、B) 14 1・1・107及び108

古賀十二郎「長崎名家墓所一覽」（長崎歴史文化博物館収蔵、古賀文庫、シ13 303・5 2及び3、第二冊：植村家、第三冊：稲部家）

近藤守重『通航一覽』第四冊、国書刊行会、一九一三年

〔稲部先生建碑記念〕（全五枚）群馬県北甘楽郡医師会、一九三一年カ

1、稲部先生石碑

2、稲部先生墓標（正面、側面）

3、稲部先生碑文

4、シーボルト筆 Mensch Dier 斯乙勃尔德之書

5、シーボルト腑分ケノ図

稲部勇次郎カ「本草雑書集」（一八〇一年）、長崎歴史文化博物館収蔵、渡辺文庫、へ15 32

※作者は稲部勇次郎であることが中西啓氏によって記されている

が、史料上では勇次郎の名を確認することができない（『長崎県の郷土資料』一七七頁）。

大槻玄沢「瓊浦紀行」（大槻磐水「磐水先生随筆」卷之三収載）、早稲田大学図書館所蔵、文庫 08 B0001

([http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08\\_b0001/](http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08_b0001/)) (二〇一八年十二月一日閲覧)

「御仕置例類集」乙〔第四輯〕八下、乙〔第四輯〕十三、乙〔第四輯〕十七下、国立国会図書館所蔵

「長崎諸役人増減書」寛延三年（一七五〇）、長崎歴史文化博物館収蔵、14 3・3 1

「明細分限帳」一～五、慶応元年（一八六五）、（長崎歴史文化博物館、310・32・1～5）。当該史料は、越中哲也編『慶応元年 明細分限帳』（長崎歴史文化協会、一九八五年）として公刊されている。

「諸役人役料高并勤方発端年号等」宝永五年（一七〇八）、長崎歴史文化博物館、310・106）

※その他の分限類に関してはイサベル・田中・ファンダーレン「オランダ通詞系図（VI）横山家」、二〇一五年、六二～六六頁参照

## 【史料（蘭文）】

“Stukken betreffende de inkomsten en uitgaven van de

opperhoofden in Japan, alsmede enige concept-artikelen tot instructie voor de opperhoofden. 1818”（日本商館長の収入・出費に関するノートおよび「後の」商館長たちが参考すべきる案の記事、一八一八年

*Papieren van Hendrik Doeff en enige van zijn verwanten*) (Aanwinsten, 28 oktober 1965, N.A. invnr. 221.054) (coll. Doeff 10番)

（同類の文書）“Briefwisseling met het Koninklijk Nederlandsch Instituut van Wetenschappen, Letteren en Schoone Kunsten over het ontwerp van een Nederlandsch Japans woordenboek van J.F. van Overmeer Fisscher 1833-1835”（coll. Doeff 76番）

“Auszug aus meinem Tagebuch”, Dezima den 16 Dezember 1828 (Brandenstein, K1 falf. 39, 10256～268)（私日記の抜粋、一八二八年十一月十六日）

（“Biographische Skizze” in *Nippon*, 1897, pp. xiii-xxxiii; 宮坂 1993年、143～186頁を参照）

“De Villeneuve aan Von Siebold, feb. 1831”（シーボルト宛のラ・フイロネナフエの書簡、1831年2月）(Brandenstein, B17. Faa. 67, 101518～531)

“Eid der Japanischen Dolmetscher ..”（出島オランダ商館の通詞としての任用される際の誓詞）(Brandenstein, K2. Fa2b3. 19, 11179～11183)

- ["Rekeningboek door Von Siebold 1825 ~ 1829"] (ハートランド全集  
田楽巻) (Brandenstein, K8. Fac. 104, 40304 ~ 319)
- "Bijlage 1 ~ 3" 上巻 104 上巻十卷書  
(Brandenstein, K8. Fac. 106 ~ 108, 40321 ~ 324)
- "Loterij, oct. 1828" (年報)  
(Brandenstein, K8. Fac. 109, 40325 ~ 327)
- "Verkooprekening, 17 jan. 1829 ~ 16 apr. 1829" (ハートランド全集  
邦下巻) (Brandenstein, K8. Fac. 110, 40328 ~ 329)
- "Rekeningcourant pro 1827/28 Dr. von Siebold" (ハートランド全集  
田楽巻) (Brandenstein, K8. Fac. 194, 40565 ~ 588)
- ["Memo 17 apr. 1829"] (年報) (Brandenstein, K8. Fac. 105, 40320)
- Dagregister* (複製録口録) Maximiliaen Le Maire (14 feb. ~ 31  
okt. 1641) (NA, NFIJ 55; microfilm Historiographical Institute,  
6998-1-3-11/7598-1-14)
- Dagregister* (複製録口録) Arend Willem Feith (28 oct. 1775 ~  
22 nov. 1776) (NA, NFIJ 186; microfilm Historiographical Institute,  
6998-1-23-6/ 7598-7-33)
- Dagregister* (複製録口録) L. W. Ras (16 mei. ~ 23 nov. 1798) (NA,  
NFIJ 210; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-27-6/ 7598-7-  
106)
- Dagregister* (複製録口録) Jan Cock Blomhoff (26 nov. 1822 ~ 20  
nov. 1823) (NA, NFIJ 236; microfilm Historiographical Institute,  
6998-1-29-11/ 7598-7-150; 6998-1-76-3/ 7598-75-40)
- Dagregister* (複製録口録) J. W. de Sturler (20 dec. 1825 ~ [5]  
aug. 1826) (NA, NFIJ 239; microfilm Historiographical Institute,  
6998-1-139-8/ 7598-75-43, 44)
- Aantekeningen gehouden te Japan gedurende de afwezigheid  
van ... J. W. de Sturler ...* (複製録口録) ハートランド全集  
邦下巻  
door J. F. van Overmeer Fisscher (15 feb ~ 9 juli 1826) (NA, NFIJ  
239b; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-30-2/ 7598-7-  
153a)
- Dagregister* (複製録口録) G. F. Meylan (21 feb. ~ 27 dec. 1829)  
(NA, NFIJ 244; microfilm Historiographical Institute, 6998-81-3/  
7598-75-48, 49)
- Dagregister tijdens de hofreis van het opperhoofd naar Edo* (複製  
録口録) 参府のハートランド全集 参府のハートランド全集 参府のハートランド全集  
jun.1830) (NA, NFIJ 245; microfilm Historiographical Institute,  
6998-1-139-12/ 7598-75-54)

*Hofreisdagregister* (商館長参府日記) G. F. Meylan (8 feb. ~ 3 jun. 1830) (NA, NFJ 269; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-82-3/ 7598-75-53)

*Dagregister* (商館長日記) G. F. Meylan (28 dec. 1829 ~ 31 okt. 1830) (NA, NFJ 245; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-82-1/ 7598-75-52)

*Verstag* (報告書) G. F. Meylan (1829) (NA, NFJ 702; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-80-6/ 7598-43-252)

*Verstag* (報告書) G. F. Meylan (1830) (NA, NFJ 704; microfilm Historiographical Institute, 6998-1-82-5/ 7598-43-279)

#### 【文献(和文)】

青木歳幸『伊東玄朴』佐賀偉人伝シリーズ、佐賀県立佐賀城本丸歴史館、二〇一四年

青山宏夫「シーボルトが手に入れた日本図と日本の地理情報」『シーボルト・コレクションから考える』国立歴史民俗博物館、二〇一八年

石田千尋「天保期の分限帳―史料紹介 長崎県立長崎図書館所蔵「分限帳」―」、下、『鶴見大学紀要』第四十一号 人文・社会・自然科学編、二〇〇四年

石山禎一『シーボルトの生涯をめぐる人びと』長崎文献社、二〇一三年

板沢武雄『シーボルト』吉川弘文館、一九六〇年

『伊藤圭介日記』第一集 瓊浦遊記、圭介文書研究会編、名古屋市東山植物園、一九九五年

伊東榮著『伊東玄朴伝』玄文社、一九一六年

海老原温子、宮崎克則「創られたシーボルト事件―「台風」・「座礁」・「禁制品発覚」の結びつき―」『西南学院大学国際文化論集』第二六号第一号、二〇一一年

蝦名則「黒船館蔵書と稲部市五郎」(『えびな書店店主の記』四月と十月編集室、港の人、二〇一一年、二九~三五頁収載)

太田勝也『近世長崎・対外関係史料』思文閣出版、二〇〇七年

片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』吉川弘文館、一九八五年

片桐一男『伝播する蘭学』勉誠出版、二〇一五年

片桐一男「シーボルト事件で流罪となった阿蘭陀通詞馬場為八郎」『鳴滝紀要』第二五号、二〇一五年

片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』、勉誠出版、二〇一七年

加藤榮一「通詞の社会史」―「オランダ通詞」以前―『シーボルト記念館 鳴滝紀要』第三号、一九九三年

加藤榮一「平戸オランダ商館の日本人雇傭者について」同『幕藩制国家の成立と対外関係』思文閣出版、一九九八年

梶輝行「蘭船コルネリス・ハウトマン号とシーボルト事件―オランダ商館長メイランの日記に基づく考察を中心に―」『鳴滝紀要』第六号、一九九六年

金杉英五郎「故稲部市五郎氏の赦免問題」、群馬県北甘楽郡医師会、一九三一年

川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」『掃苔』第四卷第四号、一九三五年

木村直樹『《通訳》たちの幕末維新』吉川弘文館、二〇一二年

沓沢宜賢「武田氏旧蔵『高橋一件』について―他のシーボルト事件関係史料との比較を中心に―」『鳴滝紀要』第二号、一九九二年

呉秀三『シーボルト先生 其生涯及功績』、吐鳳堂書店、一九二六年（第二版）（名著刊行会から復刻版が一九七九年に刊行）

呉秀三著『シーボルト先生 その生涯及び功績』（東洋文庫、一〇三号、一一五号、一一七号）、平凡社、一九六七―一九六八年

小林清一郎「シーボルト事件頼末記 異郷の地で逝った悲運の通詞たち 其の生涯を探る」『芸文岩城』、第四〇号（四〇周年記念号）、二〇一六年

徳江紀「博愛を行動で示した医師 斎藤壽雄」『振興ぐんま』第一〇三号、二〇一一年

中井晶夫訳『フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト著日本と日本の隣国、保護国―蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による』（全九巻）、雄松堂出版、一九七七―一九七九年

斎藤信訳『シーボルト』江戸参府紀行』（東洋文庫、八七号）、平凡社、一九六七年

司馬江漢「江漢西遊日記 卷之四」、『司馬江漢全集』第一卷、八坂書房、一九九二年

イサベル・田中・ファンダーレン「オランダ通詞系図（Ⅵ）横山家」『鳴滝紀要』、第二五号、二〇一五年三月

イサベル・田中・ファンダーレン「オランダ通詞と「誤訳事件」―完成の「半減商売令」をめぐる―」、松方冬子編『日蘭関係をよみ

とく つなぐ人々』上巻、臨川書店、二〇一五年

二〇〇六年

富岡高校七十五年史編纂委員会編『富岡高校七十五年史』一九七一年

木村礎、藤野保、村上直編『藩史大事典』全八冊、雄山閣出版、一九八八～一九九〇年

富岡史編纂委員会編『富岡史』一九五五年

原平三「シーボルト事件と和蘭通詞猪俣源三郎」上、下『日本医史学雑誌』第一三三三・一三三四号、一九四四年

富岡市史編さん委員会編『富岡市史』近世資料編、一九八七年

長崎市教育委員会編『フォン・ブランデンシュタイン家所蔵 シー

富岡市史編さん委員会編『富岡市史』近世通史編・宗教編、一九九一年

ボルト関係文書マイクロフィルム目録』第一・二巻、二〇〇一年

長崎県の郷土資料編纂委員会編『長崎県の郷土資料』、一九八八年

平松勘治『長崎遊学者事典』溪水社、一九九九年

中西啓「喬梁連異公案」について『鳴滝紀要』創刊号、一九九一年

フィッセル著『日本風俗備考』、庄司三男、沼田次郎訳注、東洋文庫第三二六、三四一、平凡社、一九七八年

原田博二「長崎県立長崎図書館蔵森家旧蔵「分限帳」について―阿蘭陀通詞の研究資料として―」（『長崎市立博物館報』第二八号、一九八八年。

本馬貞夫「長崎遊学者のその後―梅園・玄沢・江漢を中心に―」（若木太一編『長崎文化交渉史の舞台―ポルトガル時代、オランダ時代』勉強出版、二〇一三年）

原田博二「阿蘭陀通詞の職階とその変遷について」『情報メディア研究』第二巻第一号、二〇〇三年

松井洋子「長崎における阿蘭陀通詞職の形成過程―オランダ語史料に見る「小通詞」の成立まで―」『日蘭学会会誌』第四二号、一九九七年

原田博二「中西啓旧蔵「長崎諸役人寺社山伏」の作成年と阿蘭陀通詞の項の復元」、『研究紀要』、創刊号、長崎歴史文化博物館、

松井洋子『ケンペルとシーボルト―「鎖国」日本を語った異国人たち―』（日本史リブレット人62）、山川出版社、二〇一〇年

松井洋子「シーボルトの勘定帳：出島における経済活動を探る」（国立歴史民俗博物館編『国際シンポジウム報告書「シーボルトが紹介しなかった日本」』正文社、二〇一五年）

松田清『洋学の書誌的研究』臨川書店、一九九八年

宮坂正英「ブランデンシュタイン家資料に見られるシーボルト事件に関する日記について」『鳴滝紀要』第三号、一九九三年

宮坂正英「シーボルト研究の創始者呉秀三」『鳴滝紀要』第二四号、二〇一四年

宮田安『長崎墓所一覧』風頭山麓篇、長崎文献社、一九八二年

横山伊徳「出島下層労働力研究序説―大使用人マツをめぐって―」（横山伊徳編『オランダ商館長の見た日本―テイティング往復書翰集―』、吉川弘文館、二〇〇五年）

吉田昭治『連座―シーボルト事件と馬場為八郎―』無明舎出版、一九八四年

吉田忠「大槻玄沢、玄幹母父子の西遊と志筑忠雄」『長崎談叢』第五九号、一九七六年

#### 【文献（蘭文）】

Johan Frederik van Overmeer Fisscher, *Bijdrage tot de kennis*

*van het Japansche rijk* (日本国の知識に関する寄与), Amsterdam, J. Muller & Comp, 1833

Ph. Fr. de Siebold, *Isagoge in Bibliothecam Japonicam et studium literarum Japonicarum*, Lugduni Batavorum, 1841

Philipp Franz von Siebold, *Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan, vollständiger Neudruck der Urausgabe zur Erinnerung an Philipp Franz von Siebolds erstes Wirken in Japan, 1823-1830*; herausgegeben vom Japanisch-Holländischen Institut (全六卷) 原本の新・復刻版、講談社出版、一九七五年

Ph. Fr. von Siebold, *Nippon: Archiv zur Beschreibung von Japan und dessen neben- und Schutzländern Jezo mit den südlichen Kurilen, Sachalin, Korea und den Liukiu-Inseln*; herausgegeben von seinen Söhnen, 2 vols. (第二版)  
(Würzburg, Leipzig: Verlag der K.U.K. Hofbuchhandlung von Leo Woerl, 1897)